

栃木市自転車の安全な利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車利用者、歩行者及び自動車等を利用する者（以下「自動車等利用者」という。）の相互に思いやりのある通行の確保並びに自転車利用者の自転車の安全な利用の促進を図り、もって安全安心な交通環境づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 関係団体 交通安全及び自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う団体をいう。

- (6) 自転車損害賠償保険等 自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民、事業者、関係団体等との連携及び協力の下、自転車の安全な利用を促進し、自転車の安全で快適な利用環境の向上を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、学校、地域等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

- 2 自転車利用者は、乳幼児、障がい者、高齢者その他の歩行者の安全に配慮しなければならない。
- 3 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備、反射材等の装着その他の交通安全対策に努めるとともに、盗難防止のための鍵の取付け及び施錠の徹底に努めなければならない。
- 5 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育、指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒の発達の段階に応じた適切な自転車及び自転車の安全な利用に供する器具の使用に努めなければならない。

3 自転車を利用する幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒の自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、自転車を利用する従業員の自転車損害賠償保険等への加入を促進するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、市及び警察が実施する自転車の安全な利用の促進に関する

施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者等の責務)

第9条 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車小売業者等」という。）は、自転車を購入し、又は借り受けようとする者に対し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備、自転車損害賠償保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

2 自転車小売業者等は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

(自動車等利用者の責務)

第10条 自動車等利用者は、自転車が車両であることを認識し、自転車の安全かつ円滑な通行に配慮するよう努めなければならない。

(自転車交通安全教育)

第11条 市は、幼児、児童及び生徒、高齢者その他の市民に対し、それぞれの特性に応じ、自転車の安全な利用に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うよう努めるものとする。

第12条 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の長は、その児童又は生徒に対し、その発達の段階に応じ、自転車交通安全教育を行うものとする。

(高齢者の家族等の声かけや助言)

第13条 高齢者の家族等や地域住民は、自転車を利用する高齢者に対し、自転車の安全な利用に関する声かけや助言を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、警察、関係団体等と連携し、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図るための広報及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する情報の提供並びに助言を行うよう努めるものとする。

(自転車安全利用の日)

第15条 市は、自転車の安全な利用に関する市民の理解を深めるため、毎月8日を自転車安全利用の日とし、その趣旨にふさわしい広報活動及び啓発活動を実施するものとする。

(道路環境の整備)

第16条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車利用者及び自動車等利用者が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。